○滝上町食育・地産地消推進会議設置条例

令和３年３月12日

条例第27号

（趣旨）

第１条　この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第１項の規定に基づき、滝上町食育・地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1)　法第18条第１項に規定する滝上町食育・地産地消推進計画を作成し、その実施を推進すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、食育・地産地消の推進に関して、重要事項を審議し、施策の実施を推進すること。

（組織）

第３条　推進会議は、委員13人以内をもって組織し、委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1)　食育の推進に関係する機関、団体等の長から推薦された者

(2)　町の職員

(3)　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第５条　推進会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、農政課において行い、滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領（令和２年訓令第６号）に基づく会議構成員がその庶務を補佐する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則

この条例は、令和３年６月１日から施行する。